よいた　町だより
（題字は町長内山大三筆）
No.15　昭和42年1月25日発行
発行・与板町役場
新潟県三島郡与板町大字与板甲163
電話・与板400
編集・"与板町だより„編集委員会
印刷・新潟プロセス印刷株式会社

◎ 年頭にあたつて
◎ 三島郡清掃センター
し尿処理場完成
◎ 錦鯉雑感
◎ 火災の実態

年頭にあたつて

与板町長　内山大三

町民のみなさま、あけましておめでとうございます。

皆様のご支援とご協力により、昭和四十一年も無事におくることができましたことを、厚くお礼申しあげます。

昭和四十一年は、丙午の年にふさわしく、明るい、大きな仕事が次々と実現されました。

学校完全給食の実施・与板高等学校の新校舎完成・黒川改修工事の着工・三島郡清掃センターし尿処理場完成・与板町郷土博物館（仮称）・母子センターの建設の進行・又、異つた意味で、与板まつりの大成功など、特に大きな出来事だけでも、五指に余る重要ニュースがありました。

これらは、いずれも与板町将来の、一大飛躍の重要なポイントとして、欠くことのできない事がらばかりです。

さて、明けて昭和四十二年は、「明治百年」「新潟博開催」衆議院議員総選挙をはじめとする統一地方選挙等「選挙の年」と、すでに、中央・地方を通じて重要な年になり、町民斉しく新たな関心を寄せていられると思います。

一方当町に於いても、前記の他、諮問中であつた「町総合開発計画」の答申を受け、その実施第一年次に向い、更に、一段の発展を期するべく、慎重な態度をもつて出発したいと思つています。

この計画は、明るく住みよい町づくりの為に、急成長下の経済の中に在つて当町の役割を考え、その望ましい発展の方向を明らかにし、これを政策として意欲的に推進し、目標年次に於ける町勢の姿が当面の対策として力強く答申してあります。

更にこれを精査検討し、それぞれの機関に於ての審議を経て、町民各位に公表する機会もあることと思います。

尚、随時町政上の御意見等がありましたら御手紙を下さる事を大いに歓迎いたします。

何卒本年も変らぬ御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げますと共に、町民各位の御繁栄と御健勝をお祈りして、年頭の御あいさつといたします。

三島郡清掃センター　し尿処理場完成

事業費総額　約9千万円

昭和四十年二月より工事が進められてきた郡の清掃センター、し尿処理場が、この程完成し、四月から営業を開始することになりました。

この処理場は、与板町・寺泊町・和島村・出雲崎町の四町村が共同で、運営することになつています。これの完成により、生活・衛生環境の改善を促進し、住みよい町づくりが、一歩前進しました。

施設の概要

計画処理能力
三六キロリットル
（三六、〇〇〇人分）
BOD
30P・P・M
処理方式
し尿夾雑物・湿式密閉破砕法
消化方式
嫌気性加温二槽式
脱離液処理方式
活性汚泥法
汚泥処理
遠心脱水法

錦鯉雑感

山沢　風間碌一

昨年十月、好天に恵まれたあの与板まつり、山車も賑やかに繰り出され華やかに終始したそれを思い出す時、私達、錦鯉を飼育する者は、また、ここに新しい感動を覚えるのである。

私達飼育する者も、また、そこに集い寄つた多くの人達も同じく思つた事は、「与板でも錦鯉が飼える」と云う事であつたろう。

それは、すべての人にとつて新しい発見であり、また、云いようのない大きな期待に満ちたものであつたに違いない。

与板の池に最初放養された鯉もはや三年、色も鮮やかに成長したその姿を見るにつけ、その道を切りひらき、手を引いて下さつた町役場の人達、そして山古志養鯉組合の人達に改ためて御礼を申し上げたいと思います。与板でも錦鯉が飼育でき、結果が山古志にもおとらないという事はまぎれもない事実であり、それは長年、養鯉を生業としてきた山古志の人達の認めるところであり、事実、山古志の鯉が与板の池に委託されて与板の池に棲み、与板の人の世話を受けて、山古志の鯉、小千谷の鯉として絶賛を浴びているのをみてもわかると思う。

私達は山古志その他の生産地へ訪れて、そのあまりにも鯉の生産地らしくないのに驚いたものである。気候的には春が私達の土地より一月も遅く、冬は一月も早い。山の耕地の段々田のすそを池にしてホースで水をひき、断崖絶壁の谷間のわづかな平地を利用して稚魚を放しているのである。

それと比較して私達は気候的にも地形的にも非常に恵まれている。唯一の難点と思われる水についても山古志の人達の様な熱意さえ持てばいくらでも解決の道は見いだせると思う。山古志の人達といえども労なくして鯉を生産しているのではない。何百米も上からホースで水をひき、また谷底よりポンプで吸み上げ、あらゆる工夫と努力を重ねているのである。幸いにして与板には昔から、先人達の残してくれた大小さまざまな用水池が沢山ある。それらの池はこれからも万一の場合の防火用水、稲作用水溜池として残されていくものであるが、これらの池に鯉を遊ばせるという事は決して夢ではないのです。

すでに始められ実現している事であり、拡大されつゝある事である。

又、西山を背にした多くの部落は、それぞれに沢山の沢地を持つている。これらの土地を開拓利用して特産としての錦鯉にしなければならない。全国的にブームに乗つてきている現在、遅きにすぎた懸念もあるがすべての農生産物がそうであつたようにマスコミに舞らされて生産過剰になり商売にならないというような苦い結果を繰り返えしてはならないと思う。

このため、山古志その他の先進地の人々との連携を密にし、生産量の拡大、生産品の定型化と品質の向上を計つていくことが必要である。また、飼育より一般町民に、より以上の理解を受けることが必要であると思う。

このため、まづ鯉を飼つてもらうこと、鯉を知つてもらう事である。集れば鯉の話がはずみ、自慢話に自分の鯉という事にならなければ飼育者だけがいくら力んでみても決して与板の錦鯉は盛んになつてはゆかないだろう。

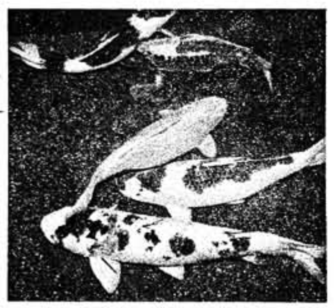

それにつけても、あの与板まつりに買つていたゞいた多くの錦鯉は丈夫に育つているだろうか。この寒中を無事に過ごしているだろうかと、私達は時折り思い浮かべてみる。充分に注意して春を迎えてくれと。

私共、錦鯉養鯉者も浅い経験しかなく何も教えることが出来なくて残念だが要するに環境の急激な変化を与えなければ大丈夫と思われるので常に水温の一定化を心掛けていただけば、またその美しい姿を雪消えと共に見ることができるものと思う。錦鯉と共に生活し苦労を共に体験すればまた楽しく夢多いものである。

このたびの町総合開発計画でも錦鯉の振興計画が取り上げられていたが町中に錦鯉を飼育して産業としての地盤堅めを押し進めると同時に、観光面での活用を押し進め夢多き与板町作りに少しでも貢献していきたいと思うものである。

山林一万平方米を学校林に寄附

——新潟市佐野英一氏より——

このたび、新潟市にお住まいの、佐野英一氏より、大字本与板荻岩井地区に所有の山林、一〇、五二八平方メートル（一町六畝五歩）を学校林として、御寄附の申し出があり十二月議会で採納と決定しました。

同氏より他に、造林整備費として二十万円、額面五〇〇円の森林組合出資証券も合わせて御寄附をいたゞきました。

今後、小・中学生の課外活動等と合わせ有効に大切に使わせて頂きますと共に、厚くお礼申しあげます。

農地被買収者国庫債券担保貸付について

昭和四十年八月より請求事務を開始いたしましたが農地被買収者国庫債券を担保として次の要領により貸付が行われることになりましたのでお知らせいたしますと共に借入れ御希望の方は産業課で取り扱つておりますので、御相談下さい。

（取扱方法）　この貸付けは公庫の業務方法書における普通貸付としその取扱は公庫支店の直接扱いとなります。

（貸付条件）
1. 借受人の資格　国債の記名者とする
2. 資金の使途　事業資金に限る
例えば　農家の場合大農機具の購入、農舎、畜舎の新増築、商店の場合新規の営業を開始するため、店舗の増築　その他　内職のためミシンを購入するため

（貸付限度）　一〇万円を限度とする（但し国債の期限未到来賦札金額に一定割合を乗じて得た金額の合計額以内）
（貸付利率）　年六分（延滞利息も同率とする）
（償還方法）　国債の償還日を支払日とする年賦償還
（担保）　国債を徴する
（申込の取次と内申）
市町村——都道府県——公庫支所

バイクも自賠保険に！

バイクも強制保険に入らないと走れません！

昭和四十一年六月二十九日、自動車損害賠償保険法が改正になりバイクもこれに強制加入することになりました。

今迄は自動車が事故を起こした場合の損害賠償能力を確保するためのものでしたが今度の改正により一般にバイクと呼ばれている原動機付自転車も強制保険の対象となりました。

このため昭和四十一年十月一日以後はこの保険に加入していないバイクは乗れません。

この強制保険を扱つているところは「海上火災」又は「火災海上」の看板を掲げている損害保険会社及びその代理店です。保険料は二、五四〇円となつています。又、加入すると保険証明書とステッカーが渡されますが保険証明書は常時携帯し、ステッカーはバイクのナンバープレートの左上部か車体の前面の見やすい場所に貼りつけなければなりません。

保険に加入していないバイクに乗つたり、証明書を備え付けていなかつたり又、ステッカーを貼つていなかつたりした場合は処罰されます。

この強制保険に入つていれば万一事故を起した時は死亡なら一五〇万円まで、傷害なら五〇万円まで保険金として支払つてもらえます。

この他、今度の法改正で強制保険に代わるものとして農業協同組合の行なう責任共済事業が始まりましたので農協組合員の方は、軽自動車とバイクに限り、この責任共済に加入すれば強制保険に加入しなくともよいことになつています。責任共済の内容は責任保険の場合とまつたく同じです。尚、強制保険及び責任共済では被害者が直接保険会社又は農協に保険金相当額を請求する方法もあります。それでも足りない分は加害者に請求できます。

又、ひき逃げ事故の被害者や、相手が強制保険加入義務違反の無保険車のため保険金をもらえない被害者には国がその損害を補塡する制度がありますから、あきらめずに請求して下さい。

請求の手続きは損害保険会社又は農協の窓口でしてください。

火災の実態

消防本部

近年における我が国の火災の実態をみると、産業経済の急速な発展と、消費生活の向上とによる社会環境の複雑化に伴い、火災の発生も年々増加の一途をたどつています。

当町における火災発生件数も、年々増加してきましたが、昨年は、当町史上最少の出火件数という、非常に喜ばしい結果となり、町民各位をはじめ、消防関係者も大変喜んでおります。

それでは、全国及び与板町の火災の実態を概観しますと。

昭和四十年の全国の出火件数は、五四、一五七件で戦後最高の数字を示しています。

これは、過去十年間の平均と比べ、一三、〇六四件（三一・八パーセント）増加しています。

昨年の当町は、火災発生件数、四件で、過去五年間の平均と比べ、二・四件（三七・四パーセント）減少しています。

（過去五年間の平均出火件数六・四件）

この減少の原因としてはいろいろあるでしょうが、先ず消防の常備化と、予防消防の強化があげられると思います。

次に、火災の種類を、火災統計上の五種類に分類してみると、図一・図三のようになります。

又、建物火災を出火原因別にみると、図二、図四のとおりです。

昭和四十年における全国の建物火災件数は図一のとおりで、総出火件数の六三・九パーセント、三四、六一四件です。

当町の過去六ケ年の建物火災件数は、図三にあるように総出火件数の八三・三パーセント、三〇件となつています。

又、建物火災発生状況を月別にみると三月が最も多く、一三・五パーセントを占め、次いで二月一月の順となり、最も少ないのが七月となつています。

当町の場合、最も多いのが九月で一九・四パーセントを占め、次いで十二月、五月であります。

次に、建物火災の原因別を全国でみてみますと、図二のとおりで、最も多いのがコンロで九パーセントを占め、次いでタバコ、ストーブ、煙突、火遊びの順になつています。

当町では、図四でみられるとおりで煙突（特に貫通部）が最も多く一六・七パーセントを占め、次いで、取扱不注意による危険物火災、火遊び、コタツ、タバコ、ストーブ等の順となつています。

最も多い煙突、危険物については、本年度実施した予防査察の結果にあらわれたとおり、煙突管理の不備、初期消火のための消火器のないこと、又、その使用法を覚えていないということに、起因しています。

以上、全国及び当町における火災の実態の一部分を述べましたが、火災は、国や町や私達の大切な生命、財産を奪い、不幸を与える以外の何ものでもありません。

火災は、人災です。

一人一人が注意すれば防げるものです。

このためにも最少限の備えをすることが、必要でしょう。

昭和40年全国火災種別出火件数の割合

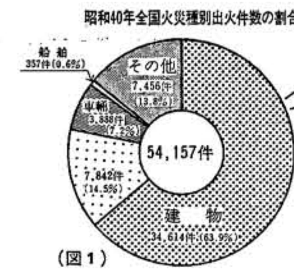

（図1）

昭和40年全国火災種別出火原因

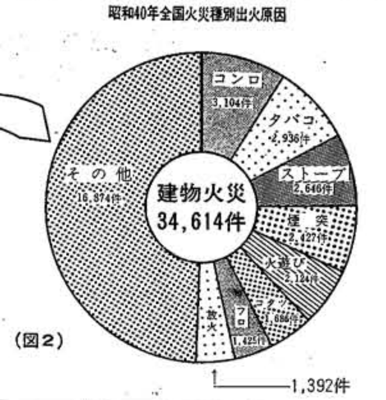

（図2）

与板町火災種別出火件数の割合（S35～41）

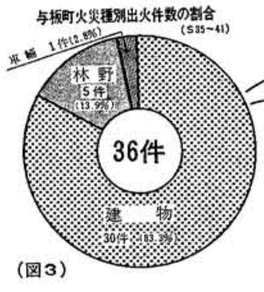

（図3）

与板町火災種別出火原因（S35～41）

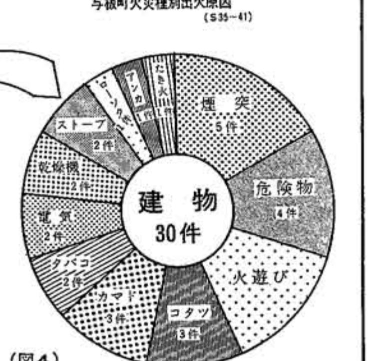

（図4）

年賀状のあとしまつ

・未使用年賀はがき

年賀はがきの低料扱いがなくなり、お年玉つき年賀はがきも普通はがきと同様、七円（寄付金つきは八円のうち一円が寄付金）になりましたのでいつでも使用することができます。

・年賀状で住所録の整理を

年賀状の交換で、住所の異動や新住居表示制度による新町名、番、号がわかつたものは、この機会に住所録を整理して、正しいあて名を控えておくようにしましょう。

住居表示制度の実施によつて、住所はそのままでも、新しい呼び方（街区符号、住居番号）に変わつているものがありますので、とくに注意してください。

表札と郵便受箱を取つけよう

・表札には家族全員の名前を

郵便物をあて先へ間違いなく配達するためには表札がもつとも大切な目標になります。表札がない家、古くなつて字が読めない表札——こんな家は配達に困ります。

どうぞ表札は、家族全員の名前、町名、番地まで書いた完全なものを掲出して下さい。

・郵便受箱を取つけて

るすのとき配達された郵便物が、風で飛んだり土間に落ちて汚れたりすることがよくあります。

また郵便物を入れるところがなくて郵便局に持ち帰えることもあります。

郵便物を早く確実に受けとるために郵便受箱を取りつけて下さい。

・表札、受箱は郵便局で格安値段であつせんしています。

一月一日より国保の七割給付を実施

国民健康保険の世帯員七割給付は、昭和四十二年一月一日より実施しています。

但し、保険税については、当初予算におり込んでありますので、増税は致しません。

世帯員全員に対して、七割の療養給付を行うことにより、名実共に、国民の健康を保障する大切な、組織となつたわけです。

先般の、国保被保険者証の検認を受けないと、医者に五割の一部負担金を支払わねばなりません。又、二割の精算を役場としなければなりませんので、未だ、検認の済まない方は、至急役場受付で手続きをして下さい。

役場人事移動

——一月一日付——

総務課長　高橋九右衛門
総務課長補佐　笠原慎作
教育委員会庶務課長　佐藤嘉一郎
財政係長　品田　武
税務係長　山田与一
社会福祉係長　金山周作
土木係長　倉品一衛
住民課勤務　小林金太郎
本村武司（土木課兼務）
三島郡清掃センター長　五十嵐脩策
三島郡清掃センター勤務　渋木正義

昭和四十一年度 多収穫競作会入賞者

一位　山沢　風間正一（日本海）
二位　蔦都　高木正一（日本海）
横町　山田三郎（北陸52号）
三位　山沢　大橋正雄（日本海）
横原　山田与喜男（日本海）
〃　小川清（山ひゞき）
山沢　小林忠次（日本海）

昭和四十一年度 玄米品評会入賞者

一位　東与板　青柳義太（越光）
二位　横原　笠原　繁（越光）
馬越　石丸昭作（越路早生）
三位　横原　森　均（越路早生）
本与板　丸山政雄（越光）
柳の町　斉藤秀雄（越光）

納税で、築け、住みよい、我が国土。